2024年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【3年標準型】

小論文試験問題（配点：200点）

注意事項

1　机上に各自の「受験票」を出しておくこと。

2　問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。

3　問題冊子は、全部で7ページである。

解答用紙は、全部で3ページである。

問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。

解答用紙は切り離さないこと。

4　解答用紙の上部所定欄に、1ページには受験番号及び氏名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。

5　解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。

6　解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

7　解答用紙には黒鉛筆（HBかB）又はシャープペンシル（B）を使用すること。

次の文章（宮本太郎「分断社会の『見えない貧困』」世界 969 号（2023 年 5 月号））を読んで、あとの問いに答えなさい。なお、出題に際し、一部省略した箇所および表現を変更した箇所がある。

貧困が見えにくくなったと言われて久しい。今日の貧困は、衣食住で生存条件を満たせないといった絶対的基準ではなく、可処分所得が中央値の半分未満であるという相対的基準で測られる。しばしばこの点が貧困が見えにくい理由とされる。子どもの場合は 7 人に 1 人が相対的貧困にあたるが、ひどく汚れた服を着て路頭に迷っているわけでなければ、すぐに貧困とは判別しがたい。貧困家庭をめぐる報道番組で、子どもがスマホをもっている様子が映れば、どこが貧困だと視聴者の「苦情」が寄せられたりする。

だが、相対的貧困は「緩い」基準なのではない。相対的貧困の結果、人は職場や地域で同格の一員として扱われる基本条件を失ってしまう。子どもの場合は、学校や放課後の交友関係から疎遠になる。さらにスマホを手放せばつながりがすべて断たれるからこそ、冷蔵庫が空のままでも通信費を支払い続ける。こうした社会的排除の辛さやストレスは、健康問題や時には虐待などを引き起こす要因ともなり、結局は生存の絶対的基準をも脅かす。

しかもこの国で生活苦を感じる人たち（「たいへん苦しい」、「やや苦しい」）はこの 10 年で増大していて 5 割を超え、子どものいる世帯では約 6 割にのぼる。阿部彩らの研究が明らかにしたのは、子どものいる世帯の可処分所得を購買力平価のドル換算で比較すると、日本は欧米諸国のみならず韓国や台湾よりも低くなっているという現実である。念のため強調しておくと、ひとり親など相対的貧困の世帯だけではなく、一般世帯においても低いのである。さらに社会保障の再分配効果も、生活保護を利用しない場合、韓国や台湾を下回るという。

こうした生活苦のさなかコロナ禍や物価高騰の打撃が広がっているのだから、生活保護の受給者が急増するとか、困窮層の声に政治が反応せざるを得なくなるなど、貧困の可視化がすすんでもおかしくはないはずだ。

にもかかわらず、困窮の広がりは制度に反映されず、生活保護の受給者数（被保護実人員）はむしろ減少傾向にある。この傾向は 2015 年から続いていてコロナ禍のもとでも基本的には変わらなかった。2022 年 12 月の受給者数は 202.6 万人で 2019 年 12 月の 207.1 万人と比べても 4 万人以上の減少である。保護率（人口 100 人中の受給者割合）も 1.62 と 2019 年の 1.64 から低下している。

政治においても貧困への対応は鈍い。コロナ禍や物価高騰で五月雨式に現金給付などがおこなわれるが、正面からはアジェンダに据えられない。生活保護の受給抑制などと併せて「新自由主義」のせいだとする議論が多いが、今日の政治がそのような「信念」で動いているというのは買いかぶりすぎだ。困窮の広がりに大きな集票機会が見出されれば（政策の内容はともかく）政治は動くはずだが、そうはなっていない。

困窮の広がりに制度も政治も反応せず、貧困が可視化されないのはなぜか。それは、困窮の拡大が庶民のなかでの分断の深まりと同時にすすんでいるからである。

生活困難に陥っている点で同じでも、生活保護など福祉を受給できている層と、制度の支援が及ばない「新しい生活困難層」の間には亀裂が広がっている。多様な人々から成り複合的困難を抱えた「新しい生活困難層」は、そもそも見えにくい。自らに届かない制度への不信も強く、最低賃金が低いために月収が生活保護の扶助水準（生活扶助＋住宅扶助）を下回るということになれば、なおさらである。安定して働けていると思われていた正規雇用層も、物価高騰や労働分配率低下に不安を募らせ、福祉には不寛容になりがちだ。

社会全体で広がる格差より、もっと身近で観察可能な集団（準拠集団）との関係で不満をもち不公正を感じることを社会学では「相対的剥奪」という。SNS をインフラとしたポピュリズム政治の土壌で、相対的な剥奪感と不信を増幅させ社会全体での富の偏りや貧困を見えにくくするシステムが作動している。

制度への不信を煽る言説は、ネットで閲覧数や「いいね！」を増やすし、政治家が当面の支持率を引き上げることにつながる。困窮を装い公金をかすめとる輩（やから）が溢れているかの言説が社会を覆う。コロナ禍のもと支援窓口で生活保護受給を勧めると、「それならば死にたい」と声を荒らげて拒絶する相談者が少なくなかったということを何度も聞いた。生活保護不信をテコに、若年女性支援の事業や外国人にもバッシングは広がっていく。

こうして、生活保護の申請数と保護開始数は若干増大してはいるものの、受給者数は減少し貧困実態を反映しなくなっている。自助と自己責任ばかりが強調されれば、SOS を発信することもためらわれ、貧困はよけいに見えなくなる。

見えにくくなっても目をこらせば貧困はそこにある。リーマン・ショック、東日本大震災、気候変動に伴う自然災害のような惨事は、闇を照らすカメラのフラッシュのように困窮や孤立の実態を浮き彫りにする。こうした惨事は社会のもっともぜい弱な部分に最大の打撃を与え、ぎりぎりの生活をしていた人が路上生活を余儀なくされたり、福祉制度の利用に踏み切ったりするからである。メディアの関心も一時的にであれ高まる。だが、ニュース性の高い事態が収束に向かうと貧困は再び不可視化されていく。

コロナ禍のもとでも同じことが起きた。緊急事態宣言を経て 2020 年 4 月の休業者は 597 万人とかつてない水準に達した。5 月に入ると雇い止めや解雇が急増したが、その主な対象となったのは、それまでも不安定な働き方を余儀なくされていた非正規雇用層であった。とくに非正規雇用の女性の解雇・雇い止めは男性の 1.8 倍、「労働時間半減 30 日以上」となった非正規雇用の女性は男性の 2.3 倍になった。仲修平らが実施した調査では、コロナ禍で生活が悪化したフリーランスや自営業者の割合は非正規雇用層よりもさらに大きかった。

雇用保険に未加入で休業手当もでない人々が頼れたほとんど唯一の制度が、2020 年 3 月 25 日から開始された生活福祉資金の特例貸付であった。生活福祉資金は、住民税非課税などの低所得世帯や障害者、高齢者に対し、生活の立て直しのための資金を無利子で貸し付け

る制度である。通常であれば平均して年に1万件くらいの利用があった。

コロナ禍のもとの特例貸付では、同制度の貸付条件が緩和された。当面の生活費に対応する緊急小口資金は10万円から20万円までに増額され、生活立て直しのための総合支援資金も繰り返しての利用で最大60万円から180万円となった。特例貸付の利用は、2020年4月から貸付が終了した2022年9月までの間に380万件を超え、総額1兆4435億円に達した。

生活福祉資金の特例貸付は、他に依拠できる制度がなかった「新しい生活困難層」の輪郭を照らし出した。非正規層のとくに女性、自営業者の一部、若年層そして外国人などである。特例貸付の借受人データ（2022年3月時点）によれば、総合資金の通常の貸付の場合、女性の割合は16.9%であったが特例貸付では30%を超えた。職業別にみると、通常貸付では5%程度であった自営業者の割合が30%に達し、実数からすると120倍の増加となった。年齢的には、通常貸付で10%以下であった20代・30代が35%を占めた。また貸付の初期、地域によっては利用者の半数近くが外国人というところもあった。

ただし、あくまでこれは貸付である。制度開始時には大半の人が返済が免除されるかのような説明をした政治家もいたが、償還免除の決定は83万件程度（2023年2月時点）に留まる。見方によっては、この国は制度が届かない一番弱い立場の人々に借金を負わせたことになる。

「見えない貧困」の背景となっている分断社会の成り立ちについて考えよう。分断が生み出される直接の要因は、「昭和の制度」が現在の社会とのギャップを広げていることである。

昭和の後半期にかたちを整えた日本型生活保障の制度では、長期的雇用慣行など男性稼ぎ主の安定就労の仕組みが軸になり、社会保障もこの仕組みに適合的なかたちで設計された。男性稼ぎ主の家族扶養を全うさせるためにも、彼の定年退職に備える年金保険、病気やケガに対応する医療保険等、社会保険の整備が不可欠だったのである。

男性稼ぎ主の安定雇用を最重視した日本が、すべての国民が社会保険に加入できる皆保険・皆年金を1961年という早い段階で達成したことは、決して矛盾しない。なぜそのようなことができたかといえば、本来は保険料で賄うべき社会保険財源に多額の税金を投入して補完したからである。年間に約120兆円の社会保障給付は入口でみると税が4割、保険料が6割であるが、税が国民健康保険や基礎年金の財源となるため、出口でみると9割近くが年金、医療、介護等の社会保険給付として出て行く。

その結果、税だけで運用される生活保護などの財源は制約され、給付対象は絞り込まれた。しばしば誤解されていることであるが、日本の社会保障における困窮層向け給付の割合は、アメリカやイギリスなどに比べても少ない。所得下層3割への給付は所得上層3割への給付を下回っている。

そしてさらに、こうした給付すら届かず、負担した税の恩恵にも与（あずか）れない「新しい生活困難層」が増大しているのである。昭和の制度は、安定就労層の社会保険と働けない人の福

祉が分極化していたわけだが、両極の狭間にはまり込んだかたちになったのが「新しい生活困難層」であった。この層の人々は、心身の問題や家族のケアなど複合的な困難を抱え、正規雇用に求められる働き方はできない。他方で、抱えている困難は対象が絞られた福祉制度の給付条件を満たさない。

安定的に就労し社会保険に加入できている層、「新しい生活困難層」、福祉受給層が分化し固定化しつつあるがゆえに、人々の間で相互不信が高まり、社会全体の格差構造は見えにくくされている。

生活保護バッシングについては先に触れたが、世代間対立を焚きつける議論も強まりつつある。日本では高齢者ばかりが社会保障給付を受けて現役世代は負担だけを強いられている、という見方である。メディア露出度の高い若手学者が高齢世代は「集団自決」するべきと発言していたことは衝撃を呼んだ。福祉受給層を対象とした生活保護バッシングに対して、この種の議論は、「新しい生活困難層」が年金受給に至った安定就労層にもちうる感情を共鳴板にしている。

だが、昭和の制度は高齢世代優遇の制度ではない。もしそうならば、日本の高齢者の相対的貧困率の高さは説明できない。とくに高齢女性の貧困率（2018年）は22.8%とOECD平均の15.1%を大きく超えて上から8番目である。未婚あるいは離別の単身高齢女性の半数は、生活保護の受給水準の所得になっていくというシミュレーションもある。

昭和の制度の意味は、就労が不安定で扶養家族からも外れれば生活困難となり、この困難は高齢になるときわめて深刻になる、ということである。現役世代の一部に支援が届かなくなっているのも高齢世代の一部が困窮化するのも、同じ制度的要因からだ。世代間対立ではないことは、就職氷河期世代の多くが生活を安定させる条件を欠いたまま高齢世代に近づいているという眼前の事態からも明らかである。

現役世代の苦難の直接的要因は、高齢世代優遇ではなく、昭和の制度で無私の貢献の見返りとして男性稼ぎ主の生活保障をした企業が、その「社会契約」を一方的に破棄してしまったこと、にもかかわらずそれに代わる生活保障が導入されていないことだ。

貧困が見えないというのは、気の毒な人々や子どもが救われないでいる、という話に留まるものではない。見えない貧困の代償は大きい。放置された貧困は、当事者を追い詰めるのみならず、私たちの社会そのものを侵食し、地域を持続困難にする。

たとえば、少子化への危機感が表明されて「異次元」の対策が打ち出されるが、そもそも若い世代が結婚し子どもをもつことが経済的に難しくなりつつあることは誰もが感じている。にもかかわらず貧困アジェンダは浮上しない。2019年から保育・幼児教育の「無償化」がスタートしたが、その恩恵に主に与ったのは、両親ともフルタイムの安定就労で無償化される認可保育所に子どもを入れやすい世帯であった。初年度の無償化予算4656億円のうち、「新しい生活困難層」と重なる年収360万円以下層に使われたのは1割以下の355億円に留まった。

「見えない貧困」はまず子どもたちに伝播し、少ない数で未曽有の高齢社会を支えることが期待される子どもたちの力を奪う。福祉受給世帯と高所得世帯では子どもが 3 歳に達するまでに浴びる言葉の数が 3000 万語ほど違い、認知的能力の決定的格差を生むというベティ・ハートとトッド・リズリーの研究が契機となり、多様なリサーチが重ねられてきた。明らかなことは、困窮した世帯で育った子どもたちにも良質な保育（就学前教育）を提供し、社会を支える力を強めてもらわなければならないことだ。

ところが、仮に認可保育所に入れたとしても、OECD の国際比較調査が示すように、日本の保育は保育士の長時間労働や一人あたり子ども数で際立ち、子どもたちの言語能力を高める余裕がない。保育にあたって「話し言葉の技能」が重要と位置づけている保育者は、各国平均 82.1％であるのに対して日本は 56.4％に留まる。2022 年にはこうした保育現場のひっ迫が「不適切な保育」問題という不幸なかたちで事件化しメディアを騒がせた。

「新しい資本主義」を掲げ人への投資を唱え、子育て支援予算を倍増するという岸田政権だが、貧困アジェンダが据えられないゆえに、施策が「新しい生活困難層」の生活実態とかみ合わず、必要な手立てがごっそり抜け落ちている。アメリカはヘッドスタートと呼ばれる困窮層の子ども支援プログラムに、2023 年度の連邦予算では 120 億ドル近くを投入した。イギリスや韓国でも同趣旨の制度が導入されているが、日本では対応する仕組みがない。

貧困アジェンダを浮上させるためには、「見えない貧困」をとらえる仕掛けが必要である。昭和の制度は、「安定就労に就く父親、専業主婦の妻、健全に育つ 2 人の子」を「標準家族」として施策をすすめてきた。妻にも働いてもらう必要が高まると、「専業主婦の妻」を「育児と就労の両立に頑張る妻」と入れ替えたネオ昭和型「標準家族」像が打ち出された。世帯で多様な困難を抱えた「新しい生活困難層」は、こうした家族像に照らせば自分たちは不幸な例外なのだと考え、声をあげることもなくなってしまう。

これに対して、兵庫県明石市では泉房穂市長が「標準家族」像のアップデートを主張し、新たに次のように定義した。「収入不安定な DV 夫に、メンタルを病みパートを辞めさせられそうな妻、ネグレクトで不登校の子と、家の奥には寝たきり認知症の祖母がいて、借金を抱え生活困窮」と。

この令和型「標準家族」像については、市長の個性的ワーディングもあり、感想が分かれるかもしれない。だが、昭和型あるいはネオ昭和型「標準家族」の幻影を振り払って貧困を可視化する意義は大きい。市長は、「生きづらさや困難さは、みんなが何かしら抱えてしまうもの」という観点から職員にもこうした家庭を標準として仕事をするように指示した。

こうして明石市では 18 歳までの医療費無料化、中学校の給食費無料化、第二子以降の保育料の無料化などを実現した。その際に、下水道事業の関連予算を効率化するなどして財源を捻出し、高齢者への給付から移すという発想をとらなかった。目線を変えたまちづくりは、全国の中核市で 1 位の人口増にもつながった。

困窮の広がりが分断の深まりと絡み合ってすすむことで貧困が見えなくなっている。「新

しい生活困難層」の折り重なった困難はとらえにくく、不信を基礎にした煽りの言説で社会に不透明な膜が張られ、SOS も発信できなくなる。

分断を埋めつつ「新しい生活困難層」にも届くセーフティネットの構築はどうすれば可能か。先に貧困アジェンダを据えた自治体の例をあげたが、国がすすめるべき次元の施策としては、これまで 2 つの系譜の議論が対立してきた。脱分断社会の処方箋自体が分断状況にあったのだ。

一方では、安定就労層が享受してきた就労機会を「新しい生活困難層」そして福祉受給層の一部にまで広げようという議論があった。そのために職業訓練や保育などサービス給付を手厚くして、人々が就労できる条件を高めようとする。積極的労働市場政策と呼ばれる考え方だ。だが、日本の雇用は多様な困難を抱えた人々に容易に門戸を開かないし、仮に柔軟な働き方が実現できたとしても、劣化した処遇で生活が成りたたないことも多い。

他方では、福祉受給層が得てきた現金給付を「新しい生活困難層」や、可能であれば安定就労層にまで広げようとする議論があった。典型的にはベーシックインカム論であるが、8 つの扶助から成る生活保護の一部、たとえば住宅扶助をより多くの人に給付していく生活保護の単給化論などもこの系譜に属する。しかし仮にすべての国民に月に 10 万円のベーシックインカムを給付すれば現在の社会保障給付 120 兆円を大幅に上回る財源が必要となり、サービス給付までがひっ迫する。それでいて、単身の場合は最低生活保障としても厳しい。

誰もが社会に能動的に関わる機会を得つつ、その下支えがなされる仕組みをどう設計するか。結局はこの 2 つの提起を相互補完的に組み合わせていくしかない。たとえば「新しい生活困難層」で就労可能な人々に対しては、それぞれの抱える困難をふまえて職務内容や労働時間を柔軟に設定した就労支援をすすめ、勤労所得を補完する各種手当や給付付き税額控除などと併せて生活可能な条件をつくりだすことだ。その分、社会保険財源を補塡していた税支出の一部、とくに相対的に豊かな層の基礎年金等の税負担分などは見直すことも必要になる。

問１　「新しい生活困難層」とはどのような人々を意味するのか、そして、それらの人々は、どのような意味で「新しい」生活困難層なのかを、筆者の考えに即して 600 字以内で述べなさい。

（配点：120 点）

問２　「分断社会」とはどのような社会であり、そのように社会が分断された状態を解消するためには、どのような対策が必要とされるのかを、筆者の考えに即して 400 字以内で述べなさい。

（配点：80 点）

＜出題の趣旨等　２０２４年度　小論文＞

〔出題の趣旨〕

問１・問２ともに、出題文の著者が、どのような論拠に基づいて何を主張したいのかを正確に把握したうえで、それを、指定された文字数の範囲内で、文法的に正しく、かつ、論理的に破綻のない文章で表現することができるかどうかを試している。

なお、言うまでもないことであるが、与えられた文章の構造や文意を正確に把握できることや、自らの思考のプロセスや結果を、他者に理解可能な文章によって明確に記述できることは、法科大学院での学習のために必要な基礎的な能力であり、本小論文試験も、そうした能力をどの程度身に付けているかを確認するものに他ならない。

〔配点〕

問１　１２０点
問２　　８０点
合計　２００点

〔採点基準〕

・問１について

①「新しい生活困難層」とは、社会保険制度と公的扶助制度との狭間に陥って、いずれの恩恵にも与れていない人々であることが指摘できているか。

②そのような人々が「新しい」生活困難層なのは、「昭和の制度」すなわち昭和の後半期に形成された日本型生活保障の制度が想定していなかった存在だからであることが指摘できているか。

③「昭和の制度」は、長期的雇用慣行などの男性稼ぎ主の安定就労の仕組みの存在を前提にして、この仕組みに適合的なかたちで設計されたものであったことを指摘できているか。

④長期的雇用慣行などの仕組みが崩壊し、安定した正規雇用から得られる所得と比較すると、きわめて低水準の所得によって生活を維持するほかないにもかかわらず、公的扶助制度の対象とはなり得ない人々が増大したことが、「新しい」生活困難層を生み出したことを指摘できているか。

・問２について

①「分断社会」とは、安定した正規雇用の職に就き、社会保険に加入できている層、不安定就労によって得られる低賃金で生活を維持するほかない「新しい生活困難層」、生活保護の受給者層という三層が分化し、しかも、ある層から別の層への移動が困難になった結果、異なる層に属する人々相互間の不信や対立が高い状態にある社会のことであることが指摘できているか。

②そのように社会が分断された状態を解消するためには、「新しい生活困難層」が受益者となるような制度の構築が必要であることが指摘できているか。

③「新しい生活困難層」が受益者となるような制度を構築するためには、(a) 職業訓練や保育などのサービス給付を手厚くすることによって、安定した職に就く機会を拡

充することと、(b) 勤労所得を補完し、生活可能な収入を保障するための仕組みを整備することが必要であることが指摘できているか。

④「新しい生活困難層」が受益者となるような制度を構築するための財源は、安定した正規雇用の職に就いている、相対的に豊かな層に提供されてきた便益を削減することで賄うべきであることが指摘できているか。

以上